

第7期福生市地域福祉計画・第5期福生市バリアフリー推進計画

策定概要

令和6年7月17日

1. 策定の趣旨

令和3年3月に策定した「第6期福生市地域福祉計画」及び「第4期福生市バリアフリー推進計画」が令和7年度をもって終了することから、これまでの施策の評価と課題、本市の福祉を取り巻く情勢を踏まえ、令和6年度から7年度の2ヵ年をかけて「第7期福生市地域福祉計画」「第5期福生市バリアフリー推進計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

社会福祉法の改正により、地域福祉計画が福祉の各分野における上位計画として位置づけられたことを踏まえ、次の計画と一体的に策定するものです。

また、このことを踏まえ、これまでの個別計画として策定してきた福生市バリアフリー推進計画は、福生市地域福祉計画とその理念を共有し、密に連携を取りながら推進することができるよう、次期計画より地域福祉計画に包含し、一体的に策定しようとするものです。

● 福生市地域福祉計画

社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として策定し、厚生労働省で定める市町村地域福祉計画に盛り込む必要のある事項や「東京都地域福祉支援計画」等との整合、連携を図る。

● 福生市バリアフリー推進計画

東京都福祉のまちづくり条例との整合を図る。

● 福生市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」として策定し、国が策定する「第二期成年後見制度利用促進基本計画」との整合性、連携を図る。

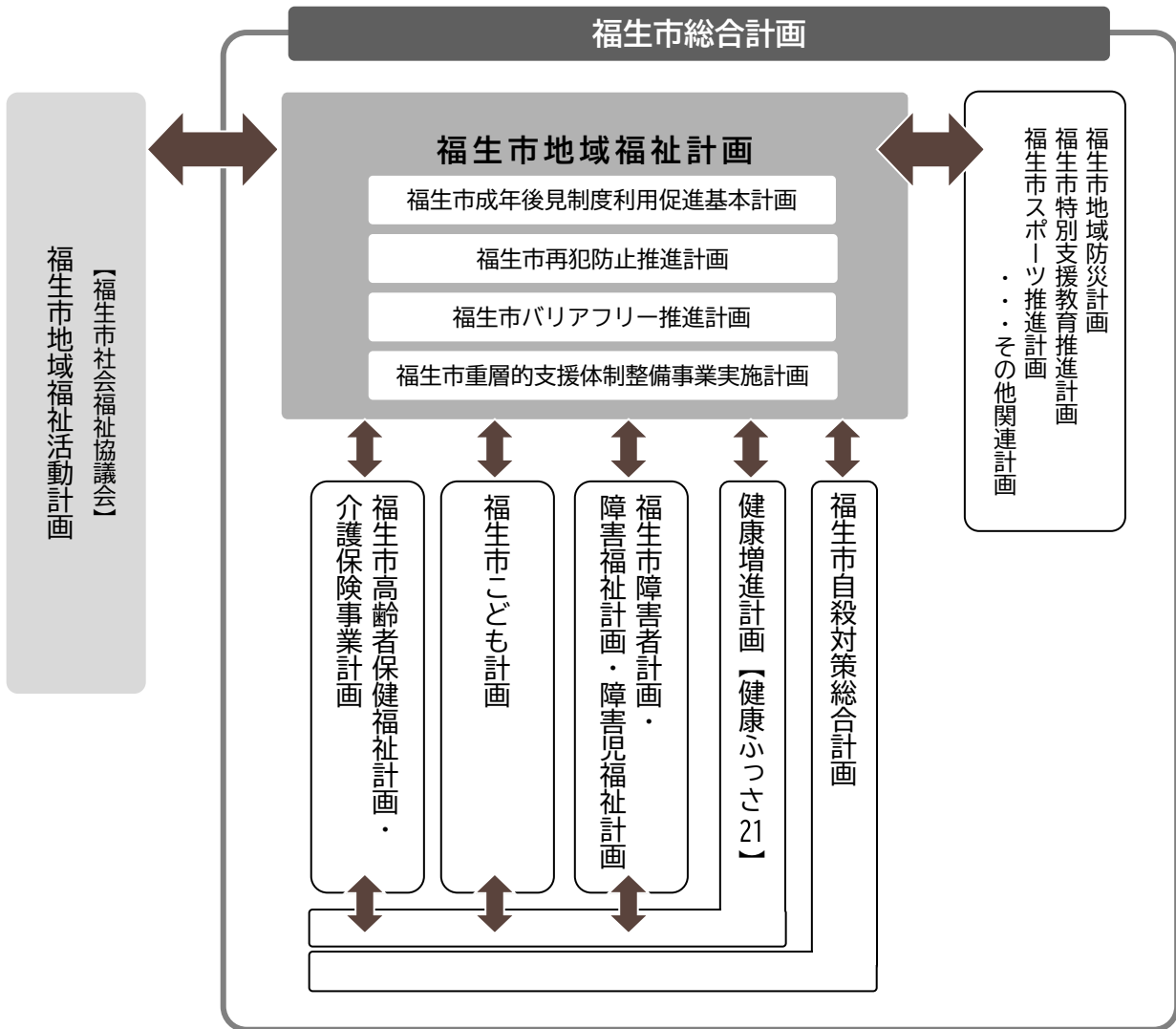
● 福生市再犯防止推進計画

再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定し、国が策定する「第二次再犯防止推進計画」、都が策定する「東京都再犯防止推進計画」との整合性、連携を図る。

● 福生市重層的支援体制整備事業実施計画(新規)

社会福祉法第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」として策定する。

また、その他福生市の関連する各種計画等との整合を図るとともに、福生市社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」とも相互に連携を図ります。



3. 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4. 策定の体制

本計画は、令和6年度に基礎調査を実施し、令和7年度に当該基礎調査を基に、計画の策定を行います。

【基礎調査(令和6年度)】

- 市民調査(18歳以上の市民 3,000人)の実施
- 地域福祉関連団体調査・ヒアリングの実施(100団体へ調査票配付、約10団体にヒアリングを実施)

【計画策定(令和7年度)】

- 福生市地域福祉推進委員会における諮問、協議、答申(令和6年度:4回程度、令和7年度:7回程度)
- パブリックコメントの実施

5. 策定スケジュール

	令和6年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
現状分析													
統計的把握													適宜
上位計画及び関連計画の動向把握													
市民調査・団体調査													
①市民調査													
調査票の検討・設計													
調査票・封筒の印刷・封入・WEB構築													
調査期間													
入力・集計・分析													
②団体調査													
調査対象の検討													
調査票の検討・設計													
調査票・封筒の印刷・封入													
調査期間													
入力・集計・分析													
団体ヒアリング(グループ)													
報告書へのとりまとめ													
報告書の作成・校正													
報告書の印刷													
会議における検討													
地域福祉推進委員会													

計画策定の概要
アンケート調査の概要

①

市民調査票の検討

②

調査結果報告

③

	令和7年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画書の作成												
骨子案の作成	■	■	■									
計画素案の作成			■	■	■	■	■	■	■	■		
計画書・概要版の編集・校正									■	■	■	
計画書・概要版の印刷											■	■
計画の運用及び評価方法の検討		← 適宜 →										
会議における検討・意見聴取												
パブリックコメントの実施									■	■		
地域福祉推進委員会		①	②	③	④	⑤			⑥		⑦	

